

(証券コード 5741)  
平成25年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田四丁目14番1号  
古河スカイ株式会社  
取締役社長 岡 田 満

### 第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成25年6月19日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 【インターネットによる議決権の行使】

28ページから29ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月20日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX 12階  
当会社 大会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第10期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第10期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の配当の件
  - 第2号議案 当社と住友軽金属工業株式会社との合併契約承認の件
  - 第3号議案 会計監査人選任の件
  - 第4号議案 定款一部変更の件

- 第5号議案 取締役5名選任の件
- 第6号議案 合併に伴う取締役6名選任の件
- 第7号議案 監査役3名選任の件
- 第8号議案 合併に伴う監査役2名選任の件

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告書謄本は、同封の「第10期報告書」のとおりであります。

#### 4. 議決権の行使に関する事項

議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネットによる議決権の行使を複数回された場合は、最後の議決権の行使を有効なものとしてさせていただきます。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.furukawa-sky.co.jp/>) において、その内容をご通知いたします。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する配当の実施を利益還元の重要な施策と考えております。配当に関しましては、安定的かつ継続的に実施していくことを基本方針としながら、業績の動向や資金需要、および企業価値向上に向けた将来の事業展開等を総合的に判断してまいります。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金3円と合わせた年間配当金は、1株につき6円となります。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金3円  
総額681,261,135円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成25年6月21日

## 第2号議案 当社と住友軽金属工業株式会社との合併契約承認の件

当社と住友軽金属工業株式会社（以下「住友軽金属」といいます。）は、平成24年8月29日に、平成25年10月1日（予定）をもって経営統合すること（以下「本経営統合」といいます。）につき合意し、統合基本契約を締結いたしました。その後、両社は、本経営統合に向け協議を進めてまいりましたが、平成25年4月26日に当社を吸収合併存続会社、住友軽金属を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関する合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。本合併契約につきまして御承認をお願いしたいと存じます。本合併を行う理由、本合併契約の内容その他の本議案に関する事項は、次のとおりです。

### 1. 本合併を行う理由

近年、アルミニウム圧延事業を取り巻く環境は急速に変化しており、人口減少・高齢化等による日本国内のアルミニウム圧延品需要の縮小、お客様の海外への製造拠点移転による日本国内のアルミニウム圧延品需要の縮小、東アジア地域における海外アルミニウム圧延メジャー会社との競争の激化、中国、韓国等東アジア地域における新興アルミニウム圧延メーカーの台頭といった厳しい状況にあります。

このような事業環境に対応していくため、当社と住友軽金属は、本経営統合により、各々の会社で培って来た優れた技術力、品質・コスト管理、お客様のニーズへの対応力、製品開発力等の経営資源・資産の融合により、相乗効果を追求し、アルミニウム圧延市場における競争力と企業体質の強化を図ってまいります。

これら両社の総力を結集し早期に実現することで国内アルミニウム圧延事業の基盤を強化するとともに、グローバル化を加速させ、環境、エネルギー等今後伸長が期待される新規成長・開発分野への対応、東南アジア等新興国マーケットでのアルミニウム圧延品の大幅な需要増加への対応を推進いたします。

そして、グローバルマーケットで確固たる存在感を持つ「世界的な競争力を持つアルミニウムメジャー会社」となることを目指します。

本経営統合により新たに誕生する「株式会社UACJ」は、若い金属であるアルミニウムの潜在的な可能性を追求し、環境・エコロジー社会の実現、お客様の発展、より豊かな将来に貢献し、日本および世界経済の成長と発展に寄与してまいります。

## 2. 本合併契約の内容

### 合併契約書

古河スカイ株式会社（以下「甲」という。）及び住友軽金属工業株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙の合併について、以下のとおり、平成25年4月26日（以下「本締結日」という。）付で、合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続する吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

#### 第2条（当事会社の商号及び住所）

1. 本合併を行う当事会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲・吸収合併存続会社

商号：古河スカイ株式会社

住所：東京都千代田区外神田四丁目14番1号

(2) 乙・吸収合併消滅会社

商号：住友軽金属工業株式会社

住所：東京都港区新橋五丁目11番3号

2. 本効力発生日（第5条第1項に定義される。以下同じ。）後の甲の商号及び住所は、以下のとおりとする。

商号：株式会社UACJ

住所：東京都千代田区大手町一丁目7番2号

#### 第3条（本合併に際して交付する株式等の数及びその割当てに関する事項）

甲は、本合併に際して、本効力発生日の前日における最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲及び乙を除く。）に対して、その保有する乙の普通株式（但し、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式を除く。）1株につき甲の普通株式0.346株の割合をもって、甲の普通株式を割当交付する。

#### 第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

1. 本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金：金28,471,600,000円（但し、法令により増加することができる上限額が当該額を下回る場合にあっては、当該上限額）
  - (2) 資本準備金：金5,492,630,000円（但し、法令により増加することができる上限額が当該額を下回る場合にあっては、当該上限額）
  - (3) 利益準備金：金0円
2. 甲及び乙は、本締結日後本効力発生日前日までの間における事情の変更により、甲乙協議のうえ、前項に規定した資本金及び準備金の額を変更することができる。

#### 第5条（本合併の効力発生日）

1. 本合併の効力発生日は、平成25年10月1日（以下、次項に基づく変更後のものを含め「本効力発生日」という。）とする。
2. 甲及び乙は、本合併の手續上の必要が生じた場合その他の事由（独占禁止法、競争法その他の法令（外国法を含む。）に基づく手續上の必要が生じた場合を含むが、これらに限られない。）により、甲乙協議のうえ、前項に規定した本効力発生日を変更することができる。

#### 第6条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本締結日後本効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの従前の慣行に従って通常の業務の範囲内において業務を執行し、かつ、財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、個別に相手方と協議のうえ、これを行う。

#### 第7条（本契約の変更又は解除）

甲及び乙は、本締結日後本効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じ又は重大な瑕疵が発見された場合、又は本契約の規定に従い本合併を実行することについて重大な支障となり得る事象が発生し若しくは判明した場合（独占禁止法、競争法その他の法令（外国法を含む。）に基づき必要とされる関係官庁等による許認可、承認等が得られないこと又は届出等が完了しないことが合理的に見込まれる場合を含むが、これらに限られない。）は、甲乙協議のうえ、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第8条（本契約の効力）

本契約は、以下の事由のいずれかが生じたときは、その効力を失う。

- (1) 甲又は乙の平成25年3月末日に終了する事業年度に係るそれぞれの定時株主総会において、本契約の承認に係る議案その他本合併に必要な事項として別途甲及び乙が合意する議案の承認が得られなかった場合
- (2) 本合併の実行について、独占禁止法、競争法その他の法令（外国法を含む。）に基づき必要とされる関係官庁等による許認可、承認等が得られなかった場合

#### 第9条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成25年4月26日

甲：東京都千代田区外神田四丁目14番1号  
古河スカイ株式会社  
代表取締役社長 岡田 満

乙：東京都港区新橋五丁目11番3号  
住友軽金属工業株式会社  
代表取締役社長 山内 重徳

#### 3. その他本合併に関する事項

##### (1) 対価の相当性に関する事項

###### ①本合併に係る割当ての内容

当社は、本合併の効力発生日の前日における最終の住友軽金属の株主名簿に記載または記録された各株主に対し、その有する住友軽金属の株式（ただし、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式を除きます。）1株に対して当社の株式0.346株を割当て交付いたします。ただし、住友軽金属が保有する自己株式（平成25年3月31日現在：69,592株）については、本合併による株式の割当ては行いません。その結果、本合

併により交付する当社の株式数は、201,188,369株となる予定であります（なお、本合併により交付する当社の株式数は、住友軽金属の自己株式数の変動等により、今後修正される可能性があります。）。

|      | 当社<br>(吸収合併存続会社) | 住友軽金属<br>(吸収合併消滅会社) |
|------|------------------|---------------------|
| 合併比率 | 1                | 0.346               |

## ②合併比率の算定根拠等

### (a)算定の基礎

当社および住友軽金属は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性・妥当性を期すため、それぞれが独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領いたしました。当社は第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」という。）および野村證券株式会社（以下「野村証券」という。）を起用いたしました。住友軽金属は第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」という。）および大和証券株式会社（以下「大和証券」という。）を起用いたしました。

各第三者算定機関の分析概要に関しましては、第2号議案別紙「合併比率に関する各第三者算定機関の分析概要」をご参照ください。

### (b)算定の経緯

上記記載のとおり、当社はみずほ証券および野村証券に、住友軽金属はSMBC日興証券および大和証券に、それぞれ本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に協議を重ねた結果、平成24年8月29日、上記合併比率が妥当であるとの判断に至り、上記合併比率にて統合基本契約を締結いたしました。

その後、両社は、平成24年8月29日以降における各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、平成24年8月29日付統合基本合意書において合意した合併比率を本合併に係る合併比率とすることを最終的に決定しております。

### (c) 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるみずほ証券および野村證券、住友軽金属のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるSMBC日興証券および大和証券は、それぞれ当社および住友軽金属の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### (d) 公正性を担保するための措置

当社は、本合併の公正性を担保するため、上記(a)に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券および野村證券から本合併に係る合併比率算定書の提出を受けました。加えて、平成24年8月29日付にて、みずほ証券および野村證券からそれぞれ上記(a)および第2号議案別紙記載の前提条件その他一定の前提条件を基に、合意された合併比率が当社にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

住友軽金属は、本合併の公正性を担保するため、上記(a)に記載のとおり、第三者算定機関であるSMBC日興証券および大和証券から本合併に係る合併比率算定書の提出を受けました。加えて、平成24年8月29日付にて、SMBC日興証券および大和証券からそれぞれ上記(a)および第2号議案別紙記載の前提条件その他一定の前提条件を基に、合意された合併比率が住友軽金属にとって財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

### (e) 利益相反を回避するための措置

本合併に際しては、当社と住友軽金属との間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

## (2) 当社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本合併に際して増加する当社の資本金、資本準備金および利益準備金の額は以下のとおりです。この取扱いは、株式会社UACJの資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

- ①増加する資本金の額：金28,471,600,000円（但し、法令により増加することができる上限額が当該額を下回る場合にあつては、当該上限額）
- ②増加する資本準備金の額：金5,492,630,000円（但し、法令により増加することができる上限額が当該額を下回る場合にあつては、当該上限額）
- ③増加する利益準備金の額：金0円

(3)住友軽金属の最終事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで。以下同じです。）に係る計算書類等の内容

住友軽金属の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、同封の「住友軽金属工業株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」に記載のとおりであります。

(4)住友軽金属において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

住友軽金属は当社との間で、平成25年4月26日に、本合併契約を締結いたしました。本合併契約の内容につきましては、上記2. 本合併契約の内容をご覧ください。

(5)当社において最終事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は住友軽金属との間で、平成25年4月26日に、本合併契約を締結いたしました。本合併契約の内容につきましては、上記2. 本合併契約の内容をご覧ください。

## (第2号議案別紙) 合併比率に関する各第三者算定機関の分析概要

### 当社の各第三者算定機関による分析概要

#### (みずほ証券)

みずほ証券は、市場株価基準法およびディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」という。)による分析を行いました。各手法における評価レンジは以下のとおりです。なお、下記の合併比率の評価レンジは、当社の株式1株当たりの株式価値を1とした場合の住友軽金属の1株当たりの株式価値の評価レンジを記載したものです。また、市場株価基準法については、平成24年8月28日を算定基準日として、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の終値平均株価並びに住友軽金属による「平成25年3月期 第1四半期決算短信」が公表された平成24年8月8日の翌営業日から算定基準日までの期間の終値平均株価を採用いたしました。

| 採用手法    | 合併比率の評価レンジ  |
|---------|-------------|
| 市場株価基準法 | 0.345~0.359 |
| DCF法    | 0.174~0.384 |

合併比率の分析および意見の前提条件・免責事項については(注1)をご参照ください。

#### (注1)

みずほ証券は、上記の分析および分析の結果を記載した算定書・フェアネス・オピニオンの提出に際し、両社から提供を受け又は両社と協議した情報、みずほ証券が検討の対象とした又はその他一切の情報、および一般に公開された情報が、全て正確かつ完全なものであること、また合併比率の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しています。また、両社とそれらの関係会社の資産および負債(簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定は行っておらず、その他検討の基礎とする情報について一定の制約のもと分析を行っています。

#### (野村證券)

野村證券は、両社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について類似会社比較法、DCF法による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の合併比率

のレンジは、住友軽金属の普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

| 採用手法    | 合併比率のレンジ    |
|---------|-------------|
| 市場株価平均法 | 0.345～0.382 |
| 類似会社比較法 | 0.065～0.581 |
| DCF法    | 0.139～0.393 |

なお、市場株価平均法については、平成24年8月28日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間の終値平均株価、算定基準日から遡る1ヶ月間の終値平均株価、算定基準日から遡る3ヶ月間の終値平均株価、算定基準日から遡る6ヶ月間の終値平均株価を採用いたしました。

合併比率の算定および意見の前提条件については（注2）をご参照ください。

（注2）

野村證券は、フェアネス・オピニオンの提出およびフェアネス・オピニオンに記載された意見の表明並びにその基礎となる合併比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

#### 住友軽金属の各第三者算定機関による分析概要

（SMBC日興証券）

SMBC日興証券は、住友軽金属および当社について、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、平成24年8月28日を算定基準日として、住友軽金属につきましては、東京証券取引所市場第一部における住友軽金属の株式の算定基準日から遡ること1ヶ月前、3ヶ月前、6ヶ月前並びに住友軽金属により「平成25年3月期第1四半期決算短信」が公表された平成24

年8月8日の翌営業日である平成24年8月9日から算定基準日までの各々の期間の終値平均値、当社につきましては、東京証券取引所市場第一部における当社の株式の算定基準日から遡ること1ヶ月前、3ヶ月前、6ヶ月前並びに当社により「平成25年3月期第1四半期決算短信」が公表された平成24年8月2日の翌営業日である平成24年8月3日から算定基準日までの各々の期間の終値平均値をもとに、それぞれ分析しております。)を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。当社の株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法  | 合併比率の評価レンジ  |
|-------|-------------|
| 市場株価法 | 0.345～0.359 |
| DCF法  | 0.254～0.514 |

合併比率の算定および意見の前提条件・免責事項に関する補足説明の詳細は、(注3)をご参照ください。

(注3)

SMBC日興証券は、フェアネス・オピニオンを述べるにあたり、また、その基礎となる合併比率の算定を行うにあたり、検討された財務情報又は財務予測を含め、当社および住友軽金属のいかなる情報(一般に公開され入手可能であるか、当社又は住友軽金属から提供されたかを問いません。)についても、その正確性および完全性について独自に検証する責任を負っておらず、また独自に検証しておりません。したがって、SMBC日興証券は、意見を述べるにあたって、また、その基礎となる合併比率の算定を行うにあたり、あらゆる情報が全て正確かつ完全であることを前提とし、その正確性および完全性に依拠しています。SMBC日興証券は、当社および住友軽金属の重要な情報が全て適切に開示され、かつ当社および住友軽金属の市場株価が当社および住友軽金属の重要な情報を全て適切に反映していること、並びに当社および住友軽金属の市場株価に悪影響を及ぼす可能性のある未公表又は未開示の情報が存在しないこと、並びにSMBC日興証券に提供された最新の財務諸表および事業計画の作成の日付以降、当社および住友軽金属並びにそれらの関係会社の資産、財務状況、事業又は将来予測に重大な影響を及ぼす状況の変化はないことを前提としております。また、SMBC日興証券は当社および住友軽金属のいかなる資産又は負債の独自の評価又は査定も行っておりません。さらに、本合併による当社および住友軽金属に対する財務的影響の分析およびその予測を含め、当社および住友軽金属からSMBC日興証券に提供

され、その分析に利用された財務予測について、SMBC日興証券は、それらが合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ当社又は住友軽金属の入手可能な予測および判断を反映したものであることを、住友軽金属の同意に基づき、前提としております。SMBC日興証券の意見および算定は、住友軽金属の株主に対して本件に関して株主権の行使その他の関連する事項について何ら推奨を行うものではなく、また、住友軽金属の株主やその他の者に対して、住友軽金属の株式の譲渡、譲受その他これらに関連する事項について何ら勧誘若しくは推奨するものではありません。SMBC日興証券の意見は、当該意見の提出日現在において有効な経済、市場およびその他条件、並びにSMBC日興証券が同日までに入手した情報に基づいております。

#### (大和証券)

大和証券は、住友軽金属および当社のそれぞれについて、市場株価法およびDCF法による分析を行いました。各分析手法による結果は下記のとおりです。下記の合併比率の評価レンジは、住友軽金属の株式1株に対して割り当てられる当社の株式の数を記載したものです。

なお、市場株価法については、平成24年8月28日を算定基準日として、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の終値平均株価、並びに住友軽金属による「平成25年3月期 第1四半期決算短信」が公表された平成24年8月8日の翌営業日から算定基準日までの期間の終値平均株価を参照しています。

| 採用手法  | 合併比率の評価レンジ  |
|-------|-------------|
| 市場株価法 | 0.345~0.359 |
| DCF法  | 0.297~0.546 |

これらの前提条件・免責事項に関する補足説明の詳細は、(注4)をご参照ください。

#### (注4)

大和証券は、合併比率の分析に際して、住友軽金属および当社から提供を受けた資料および情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析および検討の対象とした全ての資料および情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料および情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、住友軽金属および当社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債(金融派生商品、簿外資産および負債、その他の偶

発債務を含みますが、これらに限られません。) について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供された住友軽金属および当社のそれぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、住友軽金属および当社それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、住友軽金属の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の分析は、平成24年8月29日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、当社が各第三者算定機関に対して提出したDCF法による算定の基礎となる将来の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれています。これは主として、コスト削減効果やタイ等での生産体制拡大および新興国を中心とした需要の取り込み等の要素を見込んでいるためです。

また、住友軽金属が各第三者算定機関に対して提出したDCF法による算定の基礎となる将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されます。一方、平成25年10月1日に予定しております本合併に伴い、現在住友軽金属の会計監査人である有限責任監査法人トーマツを新たに会計監査人として選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成25年3月末日現在)

|         |                                                                                |                                                                                                                               |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称     | 有限責任監査法人トーマツ                                                                   |                                                                                                                               |
| 事 務 所   | 主たる事務所                                                                         | 東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS 芝浦ビル                                                                                                      |
| 沿 革     | 昭和43年5月<br>昭和50年5月<br>平成2年2月<br>平成21年7月                                        | 等松・青木監査法人設立<br>トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現 デロイト トウシュ トーマツリミテッド<DTTL>)へ加盟<br>監査法人トーマツに名称変更<br>有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更 |
| 資 本 金   | 772百万円                                                                         |                                                                                                                               |
| 構 成 人 員 | 社員 (公認会計士)<br>特定社員<br>職員 公認会計士<br>公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む)<br>その他専門職<br>事務職<br>合計 | 553名<br>103名<br>2,367名<br>1,377名<br>699名<br>481名<br>5,580名                                                                    |
| 関 与 会 社 | 3,599社                                                                         |                                                                                                                               |

ただし、関与会社数は平成24年9月末日現在です。

## 第4号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

平成25年10月1日に予定しております本合併等に伴い、定款の一部を次のとおり変更することにつきまして御承認をお願いしたいと存じます。

なお、この定款変更の効力は、第2号議案が原案どおり可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成25年10月1日予定）に生ずることといたします。

#### (1) 商号の変更

本合併に伴い、商号を「株式会社UACJ」（英文表記：UACJ Corporation）に変更するものであります（変更案第1条）。

#### (2) 事業目的の変更

本合併に伴い、住友軽金属が現在行っている事業を株式会社UACJにおいても行うため、所要の変更を行うものです（変更案第2条）。

#### (3) 発行可能株式総数の変更

本合併後においても、機動的な資本政策を遂行することができるよう、発行可能株式総数を4億株から17億株に増加させるものです（変更案第6条）。

#### (4) 役付取締役ならびに株主総会および取締役会の招集権者および議長に係る規定の変更

本合併において共同CEO体制および執行役員制度を採用することに伴い、役付取締役の規定を見直すとともに、株主総会や取締役会の招集権者や議長に係る規定など関連する規定において所要の変更を行うものです（変更案第14条、第21条および第22条）。

#### (5) 取締役会の決議要件に係る規定の変更

取締役会における慎重な意思決定を担保するため、取締役会の決議要件を、出席取締役の過半数から3分の2に加重するものです（変更案第24条）。

#### (6) 監査役に係る規定の変更

本合併に伴い、監査役の人数を増加等させるものです（変更案第27条および第30条）。

#### (7) 配当に係る規定の変更

株券の電子化に伴い、配当に係る規定の記載を見直すものです（変更案第36条および37条）。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>古河スカイ株式会社</u>と称し、英文では、<u>Furukawa-Sky Aluminum Corp.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. アルミニウムおよびアルミニウム合金の製造、加工、販売</p> <p>2. 前号に関連する製造、加工、販売会社の経営管理、コンサルティング<br/>(新 設)</p> <p>3. 第1号に関連する原材料、補助材料および機械器具の製造、販売</p> <p>4. 第1号に関連する土木、建築工事の設計、施工および請負</p> <p>5. 前各号に関連する運送、物流管理およびそれらのコンサルティング<br/>(新 設)</p> <p>6. 前各号に附帯関連する一切の業務</p> | <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社UACJ</u>と称し、英文では、<u>UACJ Corporation</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. アルミニウム・銅・亜鉛・チタニウム・ニッケル等非鉄金属およびそれらの合金の製造、加工、販売</p> <p>2. 前号に関連する製造、加工、販売会社の経営管理、コンサルティング</p> <p>3. 第1号に関連する各種加工品・付属品および副産品の製造、販売</p> <p>4. 第1号に関連する原材料、補助材料および機械器具の製造、販売</p> <p>5. 第1号に関連する土木、建築工事の設計・<u>監理</u>、施工および請負</p> <p>6. 前各号に関連する運送、物流管理およびそれらのコンサルティング</p> <p>7. 不動産の売買・賃貸借・仲介および管理</p> <p>8. 前各号に附帯関連する一切の業務</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は400,000,000株とし、すべて普通株式とする。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の決議方法と決議の省略)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は17億株とし、すべて普通株式とする。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>または取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長</u>および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長</u>1名、<u>取締役社長</u>1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>または取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長</u>および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の決議方法と決議の省略)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その<u>3分の2以上</u>をもって行う。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役会はその決議によって常勤<u>の</u>監査役を選定する。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第36条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> | <p>(員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、<u>その</u>決議によって常勤監査役を選定する。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第36条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> |

## 第5号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、現在、当社の取締役である候補者の当社における担当は、同封の「第10期報告書」（12ページ）に記載のとおりであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 岡田 満<br>(昭和31年11月21日生) | 昭和57年4月 古河電気工業株式会社入社<br>平成20年4月 当社製板事業部福井工場長<br>平成20年6月 当社取締役<br>平成22年6月 当社常務取締役<br>平成24年6月 当社代表取締役社長<br>現在に至る | 35,000株    |
| 2     | 楠本 昭彦<br>(昭和27年8月26日生) | 昭和50年4月 スカイアルミニウム株式会社入社<br>平成15年10月 当社総務部長<br>平成19年6月 当社取締役<br>平成21年6月 当社常務取締役<br>平成24年6月 当社専務取締役<br>現在に至る     | 67,000株    |
| 3     | 中野 隆喜<br>(昭和30年5月11日生) | 昭和53年4月 新日本製鐵株式会社入社<br>平成16年4月 同社欧州事務所長<br>平成21年6月 当社顧問<br>平成22年6月 当社取締役<br>平成24年6月 当社常務取締役<br>現在に至る           | 22,000株    |
| 4     | 田中 清<br>(昭和33年5月5日生)   | 昭和56年4月 古河電気工業株式会社入社<br>平成18年4月 当社営業本部第一営業部長<br>平成22年6月 当社取締役<br>現在に至る                                         | 19,000株    |

| 候補者<br>番号 | 氏<br>名<br>(生年月日)         | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                    | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | 土 屋 博 範<br>(昭和31年10月5日生) | 昭和55年4月 古河電気工業株式会社入社<br>平成17年10月 当社製板事業部深谷工場製造部長<br>平成20年4月 当社製板事業部日光工場長<br>平成22年6月 当社製板事業部福井工場長<br>平成23年6月 当社取締役<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>FURUKAWA-SKY ALUMINUM (THAILAND)<br>CO.,LTD.代表取締役社長 | 16,000株        |

- (注) 1. 古河電気工業株式会社の軽金属事業部門とスカイアルミニウム株式会社の事業統合により「古河スカイ株式会社」となった平成15年10月1日以後を「当社」と表記しております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第6号議案 合併に伴う取締役6名選任の件

平成25年10月1日に予定しております本合併に伴い、新たに就任することとなる取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、各候補者の選任の効力は、第2号議案が原案どおり可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成25年10月1日予定）に生ずることといたします。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                      | 所有する当社および住友軽金属の株式数                |
|-------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1     | 山内重徳<br>(昭和24年2月24日生)  | 昭和46年7月 住友軽金属工業株式会社入社<br>平成14年6月 同社取締役<br>平成16年6月 同社常務取締役<br>平成17年4月 同社取締役常務執行役員<br>平成19年4月 同社取締役専務執行役員<br>平成21年6月 同社代表取締役社長<br>現在に至る | 当社株式<br>0株<br>住友軽金属株式<br>173,000株 |
| 2     | 伊東修二郎<br>(昭和25年12月8日生) | 昭和48年4月 住友軽金属工業株式会社入社<br>平成16年6月 同社取締役<br>平成17年4月 同社執行役員<br>平成19年4月 同社常務執行役員<br>平成19年6月 同社取締役常務執行役員<br>平成21年6月 同社取締役専務執行役員<br>現在に至る   | 当社株式<br>0株<br>住友軽金属株式<br>129,000株 |
| 3     | 白石重和<br>(昭和26年3月17日生)  | 昭和48年4月 住友軽金属工業株式会社入社<br>平成16年6月 同社取締役<br>平成17年4月 同社執行役員<br>平成19年4月 同社常務執行役員<br>平成19年6月 同社取締役常務執行役員<br>平成21年6月 同社取締役専務執行役員<br>現在に至る   | 当社株式<br>0株<br>住友軽金属株式<br>149,000株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                  | 所有する当社および住友軽金属の株式数                    |
|-------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 4     | 三村重長<br>(昭和26年1月23日生) | 昭和49年4月 住友軽金属工業株式会社入社<br>平成17年4月 同社執行役員<br>平成20年6月 同社取締役常務執行役員<br>現在に至る                           | 当社株式<br>0株<br><br>住友軽金属株式<br>131,000株 |
| 5     | 荘司啓三<br>(昭和27年7月19日生) | 昭和50年4月 住友軽金属工業株式会社入社<br>平成19年4月 同社執行役員<br>平成22年6月 同社取締役執行役員<br>平成23年4月 同社取締役常務執行役員<br>現在に至る      | 当社株式<br>0株<br><br>住友軽金属株式<br>111,000株 |
| 6     | 鈴木俊夫<br>(昭和22年5月19日生) | 昭和63年4月 東京大学助教授<br>平成6年6月 同大学教授<br>平成7年4月 同大学大学院教授<br>平成24年3月 同大学定年退職<br>平成24年6月 同大学名誉教授<br>現在に至る | 当社株式<br>0株<br><br>住友軽金属株式<br>0株       |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項
- ① 鈴木俊夫氏は社外取締役候補者であり、当社は、東京証券取引所に対して、鈴木俊夫氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
  - ② 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学名誉教授としての豊富な学識経験を基にした客観的観点から、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものです。
  - ③ 同氏の選任をご承認いただいた場合は、当社は同氏との間で、当社定款の定めに基づき損害賠償責任限度額を会社法第425条第1項第1号に規定する金額の合計額を上限とする責任限定契約を締結する予定です。

## 第7号議案 監査役3名選任の件

現在の監査役のうち櫻 日出雄氏、菅野幹宏氏および森 高弘氏の3氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役3名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 浅野 明<br>(昭和21年10月7日生)  | 昭和45年4月 三菱レイヨン株式会社入社<br>平成15年6月 同社総務部長<br>平成16年6月 同社理事<br>平成20年6月 同社退職<br>平成21年6月 住友軽金属工業株式会社社外監査役<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>住友軽金属工業株式会社社外監査役                                                                                                   | 0株         |
| 2     | 佐藤 哲哉<br>(昭和27年12月4日生) | 昭和50年4月 通商産業省入省(現 経済産業省)<br>平成14年7月 大臣官房審議官(基準認証担当)<br>平成16年6月 退官<br>平成16年7月 商工組合中央金庫理事(現 株式会社商工組合中央金庫)<br>平成18年7月 同理事退任<br>平成18年8月 古河電気工業株式会社執行役員<br>平成19年6月 同社取締役兼執行役員<br>平成21年6月 同社取締役兼執行役員常務<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>古河電気工業株式会社取締役兼執行役員常務 | 0株         |
| 3     | 大前 浩三<br>(昭和36年3月29日生) | 昭和58年4月 新日本製鐵株式会社入社<br>平成21年4月 同社欧州事務所長<br>平成25年4月 同社経営企画部部長<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>新日鐵住金株式会社経営企画部部長                                                                                                                                         | 0株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 社外監査役候補者に関する事項

- (1) 浅野 明氏、佐藤哲哉氏および大前浩三氏は社外監査役候補者であり、当社は、東京証券取引所に対して、浅野 明氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
- (2) 社外監査役候補者とした理由
- ① 浅野 明氏は、企業の総務部長として当該企業の経営および当該企業グループ会社の経営に携わってこられ、そこで培われた知識、経験等を活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外監査役として選任をお願いするものです。
  - ② 佐藤哲哉氏は、古河電気工業株式会社の取締役兼執行役員常務等の豊富な経験と幅広い見識を有しており、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外監査役として選任をお願いするものです。
  - ③ 大前浩三氏は、新日鐵住金株式会社の経営企画部部長として同社および同社グループ会社の経営に携わっており、そこで培われた知識、経験等を活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外監査役として選任をお願いするものです。
- (3) 佐藤哲哉氏は、古河電気工業株式会社の業務執行取締役であります。同社の過去5年間の法令定款違反の事実は以下のとおりです。
- ① 他業界での事例を契機として、同社グループ内で、JIS規格に義務付けられた性能試験の実施状況について総点検を行った結果、平成20年8月に、大阪事業所の銅・銅合金の板・管製品の一部分について、JIS規格と異なった試験で品質に関わる性能値を算出していることが判明し、JISマーク認証の取消の処分を受けました（平成21年4月に認証を再取得）。
  - ② 架橋高発泡ポリエチレンシートに関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より、平成21年3月に排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
  - ③ 光ファイバケーブルおよび同関連製品に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より、平成22年5月に排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
  - ④ 自動車用ワイヤーハーネス製品取引に係る競合他社とのカルテルに関し、平成23年9月に米国司法省と司法取引契約を締結し、その後の裁判手続において罰金2億米ドルの支払いが確定しました。また、日本においても、同製品取引に関する公正取引委員会の命令が平成24年1月に出され、同社は同命令の名宛人ではないものの、命令中において違反行為者として認定されています。そのほか、同製品の取引に関し、平成25年にカナダにおいて5百万カナダドルの罰金を課せられました。
- 同氏は、上記の事実の判明時まで、これらの事実を認識しておりませんでした。これらの事実を受け、コンプライアンスはあらゆる事業活動の前提であるとの認識のもと、特にカルテル問題については社外有識者を中心とした、第三者調査委員会による平成21年12月の再発防止策提言を含む報告書に基づき、法令遵守、企業倫理のさらなる徹底を図るとともに、このような問題の発生を防止するための社内ルール、手続の制定・改善や、法令遵守教育の徹底、内部監査部門によるモニタリングの強化などといった取組みを実施し、再発防止策に注力しました。
- (4) 3氏の選任をご承認いただいた場合は、当社は3氏との間で、当社定款の定めに基づき損害賠償責任限度額を会社法第425条第1項第1号に規定する金額の合計額を上限とする責任限定契約を締結する予定です。

## 第8号議案 合併に伴う監査役2名選任の件

平成25年10月1日に予定しております本合併に伴い、新たに就任することとなる監査役2名の選任をお願いするものであり、監査役候補者は、次のとおりであります。

各候補者の選任の効力は、第2号議案および第4号議案が原案どおり可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成25年10月1日予定）に生ずることといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                       | 所有する当社および住友軽金属の株式数                    |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 1     | 阿部 和史<br>(昭和26年4月3日生) | 昭和49年4月 住友軽金属工業株式会社入社<br>平成18年4月 同社執行役員<br>平成22年4月 同社常務執行役員<br>現在に至る                                                                                   | 当社株式<br>0株<br><br>住友軽金属株式<br>105,000株 |
| 2     | 曾根 貴史<br>(昭和24年1月3日生) | 昭和46年4月 住友商事株式会社入社<br>平成16年4月 同社通信・産業プロジェクト本部長<br>平成19年4月 同社執行役員<br>平成21年4月 同社常務執行役員<br>平成23年4月 同社顧問<br>現在に至る<br><br>平成24年6月 住友軽金属工業株式会社社外監査役<br>現在に至る | 当社株式<br>0株<br><br>住友軽金属株式<br>0株       |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する事項

- ① 曾根貴史氏は社外監査役候補者です。
- ② 同氏は、住友商事株式会社での豊富な経験と幅広い見識を有しており、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外監査役として選任をお願いするものです。
- ③ 同氏の選任をご承認いただいた場合は、当社は同氏との間で、当社定款の定めに基づき損害賠償責任限度額を会社法第425条第1項第1号に規定する金額の合計額を上限とする責任限定契約を締結する予定です。

以 上

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 1 インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承ください、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

- 1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- 2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- 3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 4) インターネットで複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。  
インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

## 2 インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1) <http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしてください。行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスすることができません。  
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
- 
- 2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。  
議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
  - 3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

## 3 ご利用環境

### 1) パソコンをご利用の場合

- |            |                                               |
|------------|-----------------------------------------------|
| ◎パソコン      | Windows <sup>®</sup> 機種                       |
| ◎ブラウザ      | Microsoft <sup>®</sup> Internet Explorer5.5以上 |
| ◎インターネット環境 | プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境                    |
| ◎画面解像度     | 1024×768以上をご推奨いたします。                          |

## 2) 携帯電話をご利用の場合

◎携帯電話 128bitSSL通信（暗号化）が可能な機種であること。  
「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのサービスが利用できること。（一部ご利用いただけない機種がございます。）

\*Microsoft、Windowsは米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

\*「iモード」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。

\*「EZweb」は、KDD I 株式会社の登録商標です。

\*「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の登録商標または商標です。

\*「QRコード®」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## 4 セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

## 5 お問い合わせ先について

### 1) 議決権電子行使に関するパソコン、携帯電話等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
電話 0120-768-524（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後9時 土日休日を除く）

### 2) 上記1) 以外の住所変更等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部  
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

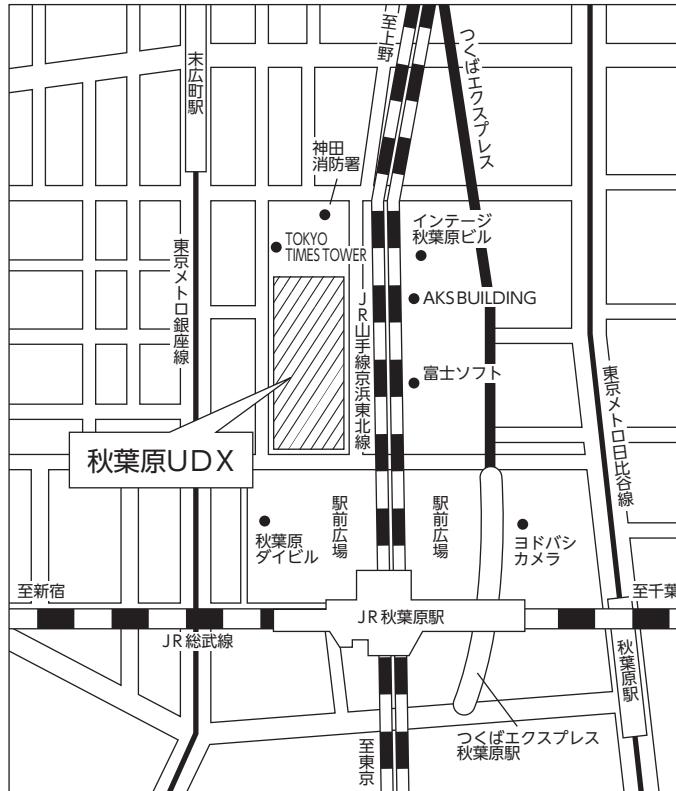
（受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く）

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場：〒101-8970 東京都千代田区外神田四丁目14番1号  
 秋葉原UDX12階 古河スカイ株式会社  
 TEL：(03)5295-3800(代表) FAX：(03)5295-3760



|    |                |    |    |
|----|----------------|----|----|
| 交通 | J R秋葉原駅(電気街口)  | 徒歩 | 2分 |
|    | 東京メトロ銀座線 末広町駅  | 徒歩 | 3分 |
|    | 東京メトロ日比谷線 秋葉原駅 | 徒歩 | 4分 |
|    | つくばエクスプレス 秋葉原駅 | 徒歩 | 3分 |

(駐車場の用意はございませんのでお車でのご来場は)  
 ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォント  
 を採用しています。